

(案)

砂取環境保護地区の指定解除及び買入れについて（答申）

一． 指定解除について

土地所有者から指定解除の申出のあった土地については、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」（以下、条例という）第6条第1項第4号の指定解除の要件に該当するため、指定解除はやむを得ない。

しかしながら、当該土地のうち、市が買入れる部分の緑地については、特に保全が必要であるため、今後も環境保護地区として指定を継続していただきたい。

【補足】

環境保護地区については、今後、土地所有者の高齢化や相続などによる指定解除の申出が続くことにより、指定解除による良好な緑地が消失する不安があるため、保全のあり方について検討されたい。

一． 土地の買入れについて

条例第22条に基づく土地の買入れについて、当該土地は、将来にわたり守り継承していただきたい緑地であることから、是非とも買入れていただきたい。

理由として、当該土地は、在来種の大木が良好な状態で多数植生し、野鳥等の生息生育地であり、江津湖に隣接する緑地として、多くの市民から親しまれ、歴史と文化を育んできた場所である。また、この江津湖の代表的な景観を形成する自然環境は、野生生物の生育環境保全においても重要である。

このことから、買入れる土地の範囲については、事務局が示す範囲は妥当であると評価する。

【補足】

- 買入れ予定範囲は、生物の生育地の損失を防ぎ、周辺住宅地との緩衝として維持するため、望ましいと考える。また、将来北側に建物が建てられても江津湖からの景観を守り継承することが可能となる。
- 買入れ後は関係部署としっかりと連携を行い、公園と一体となった管理及び利活用により、市民が憩い親しむ場として保全していただきたい。
- 今後の買入れについては、今回と同様に次の3つの観点（①条例第3条第1項の指定の要件すべてに該当すること、②地区の優位性（自然環境、歴史的背景、買入れ後の利活用）、③生物多様性の保全活用の観点）にすべて合致する場合に特に必要であると考えます。